

静岡県告示第651号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月11日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	御前崎市合戸字川東3185番の3地先から 御前崎市合戸字川東3234番の1地先まで	令和6年10月17日